

## 令和6年度 高校教育を巡る最近の動き 別綴じ資料

(令和6年7月1日版)

資料1	高等学校教育の在り方ワーキンググループ「中間まとめ」概要	1
資料2	「中間まとめ」概要 説明リーフレット	2
資料3	「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要	5
資料4	各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例	7
資料5	各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例	8
資料6	「普通教育を主とする学科」の弾力化	10
資料7	「高等学校教育のあり方ワーキンググループ」(第11回)における主な意見	17
資料8	「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (審議のまとめ)【概要】	20
資料9	高等学校の教員定数改善を求める全高長としての今後の取り組みについて	26
資料10	中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方	27
資料11	高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)	29
資料12	令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しの概要	32
	大学入学共通テスト実施要項(別表1)	34

令和6年7月8日  
全国高等学校長協会



# 高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ（令和5年8月） 概要

## I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

### ■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現

### ■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

取り組む  
ことが  
特に重要

## II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の  
凡例

○：法令・通知等 □：予算事業（予算事業によって調査を行うものを含む）◇：調査 ☆：その他取組

### 1 少子化が加速する地域における 高校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

#### 小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型遠隔授業における要件（受信側教室の教員配置要件、対面授業に係る要件）の弾力化
- 全日制・定時制課程における通信教育の活用に向けた制度改正（国内の他の高校に一定期間留学する場合等）
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

### 2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

#### 生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

##### 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正
- 上記に係るモデル事例の創出
- 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- ☆ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備
- 学校と地域社会の連携・協働の推進

### 3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学び

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

#### 全ての生徒の学びの充実に向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備等、国際的な教育を行う高校の整備推進・運営支援
- 理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援
- 学校における働き方改革の推進
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜の改善（学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進）
- 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校間連携等の促進

中間まとめ本文はこちら→



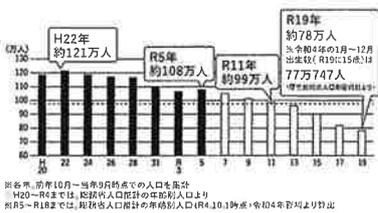
現在の高等学校には、中学校を卒業後ほとんどの生徒が進学しています。そのため、生徒は様々な入学動機や進路希望、興味・関心を持って高校に通っています。また、社会全体では少子化が進み、不登校経験を持つ生徒も増えています。そのような中で、これまでのままの学校のあり方では、生徒一人一人の多様な学習ニーズに対応しきれない場合もあります。そのような課題に対応して、「生徒を主語にした」高等学校教育の実現を目指す必要があります。

## 高等学校教育を取り巻く現状と課題

1

### 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進行しています。また、今後も15歳人口はより減少していく見込みのため、生徒数が少ない小規模校でも、多様なニーズに応じた学習内容の充実のための工夫や改善が必要です。

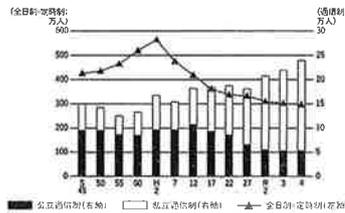


対策案 P2～3

2

### 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

小中学校で不登校の児童生徒数が増え、高校段階では不登校経験を持つ生徒が通信制高校に入学する例も増えています。不登校となっても全日制・定時制でも学び続けられるように、学びの柔軟化などが必要です。



対策案 P4～5

3

### 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

高校生の3割が家等で全く勉強しないなど、学習時間の課題や、授業の満足度・理解度に課題があります。また、多くの高校で文理分けがなされ、特定の教科について十分に学習しない傾向もあります。さらに、大学においてはデジタルなどの成長分野への学部再編などが進んでいますが、文理選択で理系を選択する生徒が少ないという現状もあります。

そのため、生徒の各教科・科目への関心を、文理横断的に幅広く高めると同時に、将来の自分の在り方や社会との関わり方を意識しながら学べるようにすることが必要です。

対策案 P6

## 1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

詳細はこちらからご覧ください(P7～13)



### 小規模校の教育条件の改善に向けて

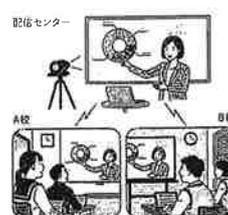
#### 1 遠隔授業を受ける教室



高校生の皆さんが受けられる教科・科目の選択肢を広げるため、条件に選ば、受信側の教室等において教員免許をもっていない様々な職員の方がサポートできるようにします。

**解説**  
 遠隔授業とは、当該教科の免許を持った先生(配信側)が、例えば、離島や中山間地域などの学校に、その生徒(受信側)に向けて、オンラインで授業を行います。この場合、受信側に教員免許をもった先生がいなくても授業は受けられますが、一定の条件を満たせば、教員免許をもっていない学校の職員(スクールカウンセラーや学習補助員など)が教員として授業をおこなうことができます。

#### 3 多様な学習ニーズに対応する環境



遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターの整備を進めます。

**解説**  
 本校の通信教育とは、通信制の高校で行われている教育のことです。全日制課程や定時制課程とは違い、毎日登校する形式ではなく、①自宅などで課題に取り組み、先生が面談を行う。②高制指導 ③学校等に登校して、対面の指導を受ける(面談指導)④試験の3つで、単位修得を行います。

#### 2 遠隔授業における対面授業



高校生の皆さんが受けられる教科・科目の選択肢を広げるため、離島・中山間地域等の事情がある場合、先生と生徒の関係などを重視しつつも、柔軟に対面授業の回数を設定できるようにします。

#### 4 通信教育の活用



国内の他の高校に一定の期間留学した場合などに、履修できなかった科目を通信教育でも勉強できるようにします。

**解説**  
 離島や中山間地域にある高校などに高校2年生の1年間通って地域留学1年の仕組みなどがあります。ただ、別の学校で学ぶため、期間割(カリキュラム)が異なることで履修できない科目が発生してしまうことがあります。



小規模校の教育条件の改善に向けて

5 学校の魅力化・特色化



学校の指針となるスクール・ミッション、スクール・ポリシーを常に改善することや、地域や大学と連携した授業を行う高校づくりなど、各学校の特色化・魅力化を引き続き進めることで、生徒にとって魅力的な学校づくりを進めます。

**解説**  
 ■スクール・ポリシーとは、  
 簡単に言うと、目指す学校の在り方のことです。  
 ■スクール・ミッションとは、  
 簡単に言うと、その学校の教育活動の基本方針のことです。

7 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営

8 コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会制度)の導入等による  
学校と地域社会の連携・協働の推進

**解説**  
 コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加する仕組みです。

6 地域を越えたつながり



小規模高校などの生徒でも、総合的な探究の時間などで、同じ興味・関心を持っている仲間を見つけて学び合うことができる環境づくりを目指します。

9 学校における働き方改革の推進、  
コーディネーター等の配置支援

**解説**  
 コーディネーターは、高等学校の魅力化・特色化にあたり、学校と学校外の様々な関係機関との連携の中枢となる専門人材です。



生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

1 不登校生徒の自宅からの遠隔授業・通信教育



全日制・定時制課程の不登校生徒が学習を続けられるように、単位数の上限の範囲内で、自宅等から高校の同時双方向型の遠隔授業を受講することを可能としたり、通信教育の活用を可能とするために制度を改正しました。

3 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や  
通信教育の活用に向けた制度改正に係る  
モデル事例の創出

4 不登校経験が不利益に  
扱われない高校入学者選抜等

**解説**  
 調査書(内申書)において欠席日数が多い場合でも、自己申告書の提出により高校入学への意欲を示す機会を確保する等の入学者選抜が行われる例があります。

2 通信制課程の質の確保・向上



通信制課程については、より質を確保・向上させることが必要です。また、少ない登校回数下でも、人間関係を構築しながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する環境を整えるために、モデルとなる優良事例をつくります。

5 学びの多様化学校や  
校内教育支援センターの設置促進

**解説**  
 学びの多様化学校では、不登校生徒に配慮したカリキュラムで教育を実施することができます。

6 スクールカウンセラーやスクール  
ソーシャルワーカーの配置充実など



## 生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

### 7 公立通信制高校等の機能強化



公立通信制高校等を機能強化し、中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用したネットワークを構築するモデルを創出します。

### 9 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信

### 10 不登校生徒に対する継続的な実態調査

### 11 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備

解説

- ・通級指導は、通常の学級に在籍する児童生徒に、一部の時間で、障害に応じた特別な指導を実施する指導形態です。
- ・日本語指導が必要な外国人生徒等へ一人一人の状況に応じた日本語指導を行います。

### 8 履修・修得の柔軟な認定の促進

遠隔授業や通信教育、補講などによって十分な学習ができた場合には、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得の認定ができるように、教育委員会や学校などの理解促進を行います。

### 12 学校と地域社会の連携・協働の推進

## 3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進



## 全ての生徒の学びの充実に向けて

### 1 探究的な学びなどの推進



探究・文理横断・実践的な学びの推進や、高校の特色化・魅力化を進めます。そのために、学校外の様々な関係機関等との連携協力体制の整備や、その連携協力を支えるコーディネーターを学校に配置できるよう支援します。

### 3 専門高校と産業界等との連携・協働の強化



専門高校において、企業等の外部の方が学校運営に参画して、協働して社会に開かれた教育課程を実現する取組を進めます。

### 2 グローバル人材育成に資する拠点校の整備



国内外の大学等との連携で文理横断的に社会課題の解決や学術的な問いに向き合う探究的な学びを推進するため、グローバル人材育成に資する拠点校の整備などを行います。

### 4 理数系教育の更なる充実

### 5 学校における働き方改革の推進

### 6 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修、コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及

### 7 大学入学者選抜の改善

「学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進」

### 8 学校と地域社会の連携・協働の推進

### 9 学校間連携等の促進

# 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要 (1/2)

## 1 学校教育法施行規則改正 (令和6年4月1日施行)

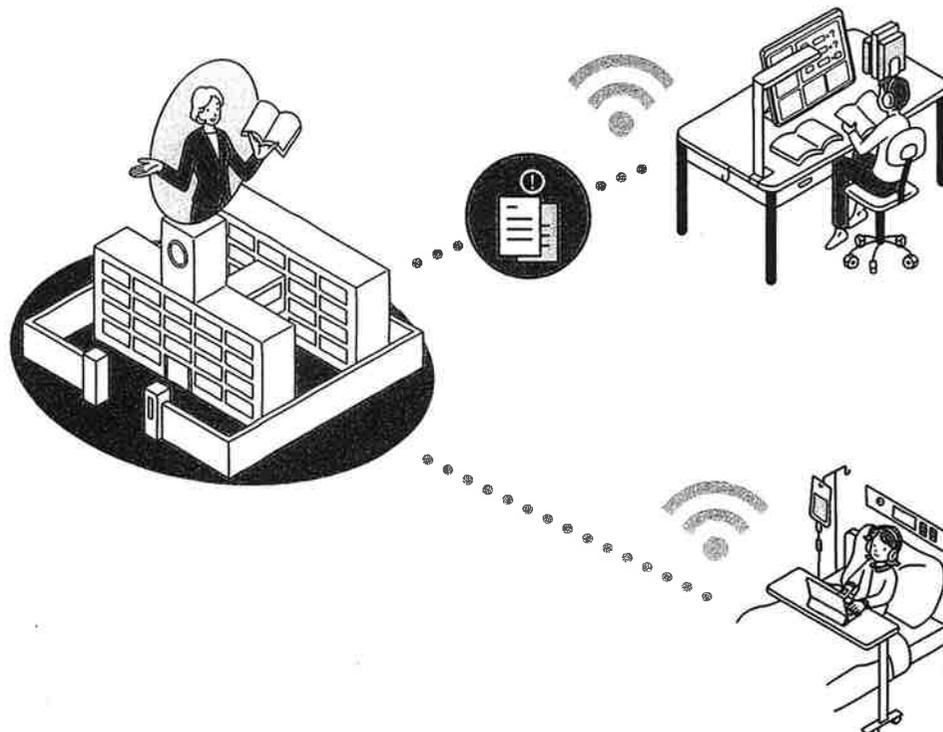
### (1) 不登校生徒等向けの通信教育の実施 (施行規則第88条の4関係)

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

### (2) 修得可能な単位数に関する規定の整備 (施行規則第96条関係)

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記(1)の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



#### I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育(自校)】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育(他校・他課程)】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

#### II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記  
①

【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要  
※①については左記合計が36単位以下となる必要

## 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（2/2）

### 2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

#### （1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

#### （2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合
  - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
  - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
  - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

#### （3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

#### 【主な留意点等】

- ・教育上支障がないと認められる場合… 以下の①、②をともに満たすこと。  
（上記（1）関係）
  - ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
  - ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。
- ・自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠… 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

## 各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例

### 高知県の場合（県立高等学校再編振興計画より抜粋）

#### 【学校規模の基準】

##### ◇ 適正規模

- ・ 適正規模としては、「1学年4～8学級」が必要です。
- ・ 一定の生徒数が見込まれる高知市及びその周辺地域は、より活気あふれる学校づくりができる「1学年6学級以上」の学校規模の維持に努めます。

##### ◇ 過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校

- ・ 地域の学びの機会を保障するために、最低規模を「1学年1学級（20人以上）以上」として維持します。

##### ◇ 学び直しの機能を持った学校

- ・ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等を受け入れる体制を整えた学校の最低規模を「1学年1学級（20人以上）以上」として維持します。

##### ◇ 分校の最低規模

- ・ 「1学年1学級（20人以上）」とし、この規模を下回った際に、募集停止の猶予期間は「入学者数が20人に満たない状況が3年間で2度ある場合」を「2年連続して満たない状況になった場合」に緩和し、平成27年度から新たに適用します。

### 長崎県の場合（第三期長崎県立高等学校改革基本方針より抜粋）

#### 適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は、1学年3～8学級（120～320人）を標準とし、適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を1学級下回る又は1学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱う。

ただし、次のア、イについては、地域性等に鑑み、1学年1学級の学校として配置するものとする。

ア 第二期基本方針及び第三期基本方針の計画期間内において、キャンパス校の導入が認められた高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、20人以上を望ましい人数とする。

イ 小中高一貫教育を実施している一島一高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、10人以上を望ましい人数とする。

## 各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例①

### 岡山県における、各学区の1学年あたり学級数別学校数の予測

※学校数を維持しながら、均等に学級減を進めた場合の見込み（公立全日制（中等教育学校を含む））を岡山県教育委員会において推計したもの。

西備学区				倉敷学区				岡山学区			
学級数	H29	H40	H43	学級数	H29	H40	H43	学級数	H29	H40	H43
9学級				9学級				9学級	4		
8学級				8学級	7	1		8学級	4	5	4
7学級				7学級	3	6	7	7学級	3	4	4
6学級				6学級	2	4	4	6学級		2	3
5学級	2 <sub>*3</sub>			5学級	1	1	1	5学級	2	1	1
4学級	3	1		4学級		1	1	4学級	5	4	3
3学級	1	4	3	3学級				3学級		2	3
2学級		1	3	2学級				2学級			
1学級				1学級				1学級			

\*3 井原高校（北校地3・南校地2）を含む

備北学区				美作学区				東備学区			
学級数	H29	H40	H43	学級数	H29	H40	H43	学級数	H29	H40	H43
9学級				9学級				9学級			
8学級				8学級				8学級			
7学級				7学級	1			7学級			
6学級	1 <sub>*1</sub>			6学級	1	1		6学級			
5学級				5学級	3 <sub>*2</sub>	1	2	5学級			
4学級	2	1	1	4学級	3	3	2	4学級	4		
3学級		1	1	3学級		3	4	3学級	1	4	3
2学級		1	1	2学級				2学級		1	2
1学級				1学級				1学級			

\*1 新見高校（北校地3・南校地3）を含む

\*2 勝山高校（勝山校地4・轟山校地1）  
真庭高校（落合校地3・久世校地2）を含む

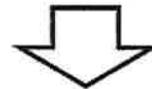
（出典）  
岡山県高等学校教育研究協議会  
「平成40（2028）年度を目途と  
する県立高等学校教育体制の整備  
について」（提言）（平成29年  
11月）

## 各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例②

### 長崎県における、学校規模別の現状と将来予測（県内公立全日制高等学校）

※令和12年度予測は、中学校卒業生数の減少に対し、現状の学校数を維持したまま、単純に学級減を行った場合のシミュレーション。

1学年の学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
平成31年度	6校	9校	9校	9校	4校	10校	5校	3校

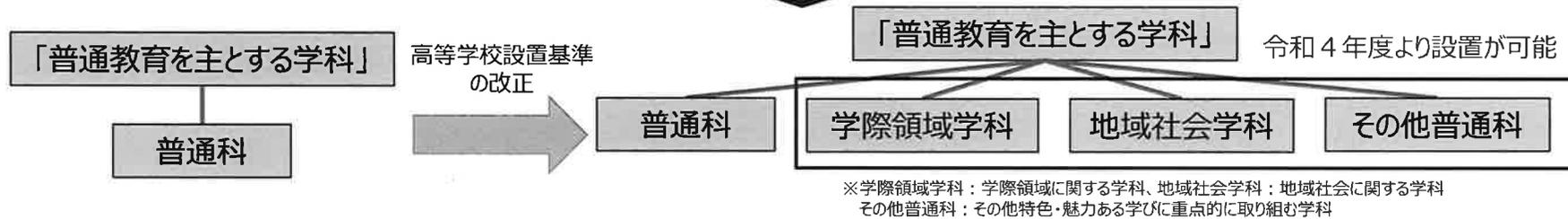


1学年の学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
令和12年度(予測)	9校	10校	11校	5校	6校	11校	2校	1校

(出典) 第三期長崎県立高等学校改革基本方針（令和2年3月）

# 「普通教育を主とする学科」の弾力化－普通科改革の意義・概要

- 普通科には高校生の約7割が在籍する一方で、**生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題がある**との指摘もなされており、「普通」の名称から**一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすい**ところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた**特色・魅力ある教育を実現**する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、**生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようにする**。



## 学際領域学科

現代的な諸課題のうち、**SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題**に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の**特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科**

## 地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会が抱える諸課題**に対応し、**地域や社会の将来を担う人材の育成**を図るために、**現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科**

## その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校の**スクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科**

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

2.2億円  
2.5億円)

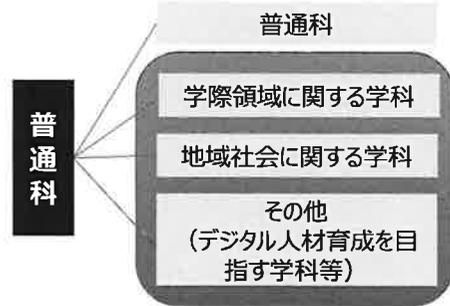


令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に求められるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

## 事業内容

### ①普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



### ②創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1)Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2)自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



### ③高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象校種	国公立の高等学校	委託先	①②学校設置者 ③民間団体等
箇所数 単価 補助率	①36校（継続29校、新規7校）約4,700千円／1校 ② 8校（継続8校）約3,600千円／1校 ③ 1団体 約20,000千円／1団体	委託対象経費	①新学科の設置に必要な経費 ②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費 ③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

(初等中等教育局参事官（高等学校担当）付)

# 「普通教育を主とする学科」の弾力化 – 新しい普通科の要件



文部科学省

- (1) 各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、当該学校設定教科・科目（2単位以上）及び総合的な探究の時間を合計6単位以上、全ての生徒に対し、原則として各年次にわたって、履修させること
- (2) 学校設定教科・科目と総合的な探究の時間について、相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること
- (3) 学際領域学科においては、大学等の連携協力体制を整備すること
- (4) 地域社会学科においては、地域の行政機関等との連携協力体制を整備すること
- (5) 学際領域学科及び地域社会学科においては、関係機関等との連携を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めること

## 新しい普通科における学校設定科目

学際	福岡県立八幡高等学校 文理共創科 「知の追究」「知の探究」 計4単位・1～3学年	「知の追究」では教科等横断的な授業を通して、文系・理系の枠を超えて複数の教科・科目を融合し、学問と社会との繋がりや生きる上での学問の意義を感得させ、主体的に学問に向き合う姿勢の育成を目指す。「知の探究」では物事を多角的、複合的に捉え論理的に考察し表現することで、学問領域を統合してアプローチする際の手段となる情報活用能力や課題発見・解決に繋がる豊かな発想力を育成する。
地域	学校法人信愛学園 浜松学芸高等学校 探究創造科 「探究創造概論」「演習」 計12単位・1～3学年	探究創造概論は、主に学校内にてプロジェクト学習およびそれに必要な基本的スキルや理論を習得するための学習を中心に構成。探究創造演習では、概論で身につけた知識・技能をもとに、主に校外を活動の中心地としてプロジェクトで設定されたテーマや生徒が自ら設定した課題の解決に向けたアイデア構築、制作、プレゼンなどの企画実行に取り組む。
特色がある科目	和歌山県立串本古座高等学校 未来創造学科（宇宙探究コース） 「宇宙探究基礎」 2単位・1学年	民間ロケット発射場が近接しているメリットを活用し、自らの在り方・生き方としっかり向き合い、Society 5.0を生き抜くために必要な力を育成する。宇宙実験に挑戦したり、水ロケットミッションを探究的かつ、競技的な要素を取り入れつつ運動の仕組みや物理・数学に関する内容を組み込みながら学ぶ。また、身近な材料でマイ望遠鏡を作成し、天体観測と天体写真に挑戦するとともに、宇宙飛行士トレーニングを協働的に学ぶことにより、チームビルディングを体験的に学ぶ。
特色がある科目	鹿児島県立種子島中央高等学校 ミライデザイン科 「DX」 7単位・1～3学年	自ら課題を発見し、解決までの過程を筋道立てて構築する力（デザイン思考）と、課題解決のための有効的な手段として、目的に応じてデジタルツールを適切に選択・活用できる力（デジタル技術）の2つの力を育成。デザイン思考では、課題発見力・コミュニケーション力育成のための活動を行い、デジタル技術ではデータサイエンスに関する基礎力の習得を行う。





# 「普通教育を主とする学科」の弾力化－コーディネーターの例



## #専任

愛媛県立三崎高等学校 社会共創科

### 経歴等 >>>

教職経験や一般企業での海外勤務経験等の幅広い経験を有する。

### 業務内容 >>>

三崎高等学校の職員室に常駐し、校内の地域協働課に配属。「未咲輝（みさき）学」等のアップデート、地域探究活動に関係する新しい学校設定科目「トライブ・ラーニング」等の立案、地域特別講師データベースの構築、新事業の企画立案や外部人材との連絡・調整等を行っている。また、教員や生徒とともに、学校の魅力を全国の中学生に向けて発信している。



## #NPO・企業等関係者

北海道大樹高等学校 地域探究科

### 経歴等 >>>

大樹町教育委員会社会教育課地域コーディネーター（小・中学校の地域連携）や大樹町学校運営協議会委員、自治体等のPRプロジェクトマネジメント、企業インターンシップのコーディネート等の経験を有する。

### 業務内容 >>>

コーディネーター統括として、探究学習のカリキュラムマネジメント等を行うとともに、学校や運営指導委員会、コンソーシアム、学校運営協議会、町教育委員会との連絡・調整を行っている。また、地域・校外向け情報発信をプロデュース。地域探究サークル顧問も担っている。



## #大学関係者

北九州市立高等学校 未来共創科

### 経歴等 >>>

北九州市立大学准教授。高大連携事業や高大接続についての取組をゼミ活動として実施している。

### 業務内容 >>>

教職員への研修業務や学校設定教科・科目のカリキュラム開発にかかる指導・助言、検討委員会が策定するカリキュラムづくりの支援、事業実施体制の構築、年間指導計画の策定、評価方法の設計等を支援する。また、北九州市立大学と北九州市立高等学校との連携活動や、学校の要望に応じて、大学生を交えた探究活動の企画・調整等を行う。



## #退職教職員

長崎県立松浦高等学校 地域科学科

### 経歴等 >>>

元松浦市立中学校長

### 業務内容 >>>

「まっナビ・プロジェクト」を活用した松浦高等学校と近隣小中学校との交流学習の企画・運営。「まつら高校応援団」等と、生徒の学びへの支援内容等について調整。探究活動等が可能となる団体・人物に支援を依頼。近隣小中学校や市、事業所等との意見交換や情報収集等。近隣中学校に対する地域科学科の生徒募集活動。県内外の高校との連携事業を具体化し、生徒間・教員間の意見交換の場を設定。

# 「普通教育を主とする学科」の弾力化 – 新しい普通科の設置状況



文部科学省

## 公立高等学校における新しい普通科設置状況

※令和6年5月時点

・岐阜県立坂下高等学校 **地域社会学科** (令和4年度設置)

・滋賀県立伊香高等学校 **地域社会学科** (令和7年度設置予定)  
 ・滋賀県立守山北高等学校 **地域社会学科** (令和7年度設置予定)

・京都市立開建高等学校 **地域社会学科** (令和5年度設置)

・兵庫県立柏原高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)  
 ・兵庫県立御影高等学校 **学際領域学科** (令和6年度設置)  
 ・兵庫県立篠山鳳鳴高等学校 **その他普通科** (令和6年度設置)  
 ・兵庫県立姫路飾西高等学校 **その他普通科** (令和6年度設置)

・島根県立隠岐島前高等学校 **地域社会学科** (令和4年度設置)

・広島市立美鈴が丘高等学校 **地域社会学科** (令和7年度設置予定)

・福岡県立八幡高等学校 **学際領域学科** (令和6年度設置)  
 ・北九州市立高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)

・長崎県立松浦高等学校 **地域社会学科** (令和4年度設置)

・鹿児島県立種子島中央高等学校 **その他普通科** (令和6年度設置済)

・熊本市立必由館高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)

・宮崎県立飯野高等学校 **地域社会学科** (令和8年度設置予定)

・北海道釧路湖陵高等学校 **学際領域学科** (令和6年度設置)  
 ・北海道大樹高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)  
 ・北海道岩見沢東高等学校 **学際領域学科** (令和7年度設置予定)

・岩手県立大槌高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)

・三重県立上野高等学校 **学際領域学科** (令和7年度設置予定)

・愛知県立惟信高等学校 **地域社会学科** (令和7年度設置予定)  
 ・愛知県立美和高等学校 **地域社会学科** (令和7年度設置予定)

・和歌山県立串本古座高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)  
 ・和歌山県立新宮高等学校 **学際領域学科** (令和7年度設置予定)  
 ・和歌山県立橋本高等学校 **学際領域学科** (令和7年度設置予定)

・高知県立清水高等学校 **学際領域学科** (令和7年度設置予定)

・愛媛県立三崎高等学校 **地域社会学科** (令和6年度設置)

・宮崎県立宮崎大宮高等学校 **その他普通科** (令和5年度設置)  
 ・宮崎県立延岡星雲高等学校 **その他普通科** (令和5年度設置)  
 ・宮崎県立日向高等学校 **その他普通科** (令和5年度設置)  
 ・宮崎県立宮崎南高等学校 **その他普通科** (令和5年度設置)  
 ・宮崎県立都城西高等学校 **その他普通科** (令和5年度設置)  
 ・宮崎県立高鍋高等学校 **その他普通科** (令和5年度設置)

※私立高等学校は5校設置

※令和5年度学校基本調査 及び 普通科改革事業 (令和4年度指定校、令和5年度指定校) 等より、文部科学省事務局において作成

# 「普通教育を主とする学科」の弾力化－更なる発展に向けた課題と論点

## 新しい普通科の更なる発展に向けた課題

- ◆ 新しい普通科を設置している自治体に偏りがある。
- ◆ 新しい普通科における組織体制の構築等や教育課程の検討、それを実現するための経験が少なく、学科新設や学科改編へのハードルが高い。
- ◆ 学校設定教科・科目の指導をする教師と関係機関、コーディネーターが連携・協働する際の知見が不足している。
- ◆ 総合的な探究の時間を軸として分野、教科・科目横断的な学びに取り組む新しい普通科がある一方で、単なる体験や各テーマに関する表層的な学びにとどまっているケースがある。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」の観点から、関係機関と連携・協働する体制が整えられている一方で、持続可能性については不確定な部分が多い。
- ◆ 高等学校と関係機関とのコーディネート機能を担うコーディネーターの人材確保が困難。また、雇用に必要な支援が不足している。
- ◆ 新しい普通科における探究・文理横断・実践的な学びにより身に付けた力を、大学で発展・向上させるという趣旨から、高大接続の充実が求められる。
- ◆ 中学生や保護者、地域住民に新しい普通科が浸透しておらず、新しい普通科における教育課程や進学等に対する不安感が認められる。

## 今後の論点

- ◆ 新しい普通科への学科改編や新しい普通科における探究活動の知見の蓄積及び横展開
- ◆ 関係機関やコーディネーターと連携・協働する体制の事例の収集・周知及び研修の在り方に関する検討
- ◆ コーディネーター的役割を有する教員の育成や、コーディネーターの充実に向けた適切な支援措置の検討
- ◆ 新しい普通科に関心がある他の高等学校に普及していくための先行事例の収集・周知及び高等学校間での交流の促進
- ◆ 中学生や保護者、地域住民に新しい普通科を認識してもらうための広報活動

## 高等学校教育の在り方ワーキンググループ（第11回）における主な意見

### （遠隔授業や通信教育の活用）

- 今般の遠隔授業・通信教育に係る制度改正に関して、これからモデル事業で事例を積み重ねて、好事例を創出していくということであるが、生徒や保護者からしてみれば、不登校になっても、全日制でもオンラインで大丈夫というふうに思ってしまうと、学校としてすぐに対応を求められるようなことも考えられる。制度改正をしたことは良いことだが、学校現場でこれを現実化していくためには相当時間を要する。
- 遠隔授業・通信教育に係る制度改正により、36単位まで可能という報道が大きく出たこともあり、今春入学してくる子供たち、その保護者の方々は、4月以降そういう世界が待っていて、仮に登校できなくなったときにその仕組みで学ぶことができるという気持ちで入学してきている。ただ、実際に学校現場でそれができるかどうかは別問題。新たな取組を始めるとき、それが実際に現場でできるようになるのはいつなのか、それをもう少し明確にしていく必要があると感じる。
- オンラインや通信教育の質の確保の観点で、取り組む生徒側の通信による学習能力の練習の機会が、おそらくそれほど多いわけではないと考えられるため大事であり、地域としても通信環境がしっかりと整っているかどうかの確認が必要ではないか。
- 遠隔授業の対面時間については、取組の状況を踏まえながら、要件を引き続き検討することが必要ではないか。

### （少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方）

- 少子化の加速により、地域における危機感、特に小規模高校の危機感が非常に増してきており、今回、遠隔による教育を使っていこうという話が出てきているが、さらにその先どうなっていくのか、どうあるべきなのかというところについて、特に少子化が進む地域の小規模高校の今後のビジョンや施策を考えていく必要があるのではないか。

### （通信制課程の在り方）

- 通信制高校の質の確保に向けて、サテライト施設も含め、教育活動等について情報公開することになっていると思うが、実際、どの程度行われているかについて把握したり公表したり、また、全日制と通信制の生徒で、実際どの程度、通信制を介して学習しているのかという学習時間に関する情報を基に、通信制の質の確保、そして向上につなげていけるのかというのを見ていけると良い。
- 次期学習指導要領の改訂も今後見込まれる中、通信制課程における教育課程の特例の在り方が現状のままでいいのか。この議論をしていくためにも、ある程度、今の通信制高校の実態というのをデータで明らかにしながら検討していくのがよい。

### （探究的な学びの推進）

- 探究活動の実施に当たって、学習指導要領に規定されていることと違うような内容を外部の方が提示していて、学校もしくは教育委員会がその辺りをしっかり理解していればいいのだが、そうでない場合は、例えば「総合的な探究の時間」の中身が「総合的な学習の時間」のような感じになっていて、学校全体のテーマはこれだというようにして大人がテーマを与えてしまい、それを探究と称してやっている場合が見受けられる。「総合的な探究の時間」の概念やねらいを正確に理解できていない現場において、外部の参画がそれをある意味促進してしまっている例がかなり見られるので、その辺りをどのように改善できるか考えていく必要があるのではないかな。

### （専門高校の充実）

- 産業自体の高度化などを図るとともに、産業の担い手となる人材の輩出を産業界と連携しながらやっていくということは、公立高校に課された大きな使命であると考えられる。そういったところに対する投資というのは、県も国も今以上に力を入れていかなければならない。教育の質向上や負担軽減も含め、限られた財源をどこにどのように投資していくかということについては、十分に議論をしていく必要がある。
- 専門高校は、産業教育にかかる設備経費が高額で、各都道府県は厳しい状況のなかでやりくりをしていることが現状。また、受益者負担になっており、例えば実習費、実習着、様々な道具、コンピュータの購入など、基本的に保護者に負担していただいているのが現状であり、入学時にかかる費用が高額になっている。普通科高校に比べて、専門高校はさらにプラスアルファがあるため、入学時にこの辺りで躊躇されることも考えられる。それらを踏まえた支援の検討が必要。

### （教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実等）

- 高校への進学率は約 99%に達し、義務教育と事実上変わらないような形であるが、例えば、高校の施設整備への国の支援策については、義務教育段階とは比べ物にならないくらい少ない状況である。教育の質の向上を図るという点に着目した場合、施設整備や、教頭、副校長支援員のようなサポートスタッフの配置といったところについて、高校も義務並みに考えていただくと非常にありがたい。
- 教員を増やすことや、地域のなくなりそうな学校を維持することにも目を向けていくことも大切である。
- 人的配置について、現場からは継続的に配置される人員が求められているところ、義務教育段階では定数改善やスタッフの配置を含めて、この 20 年くらいの間にどういう改善を行い、高校段階ではそれに比べてどういう改善を行ってきたのか比較を行いながら、高校の教職員定数改善を含めた検討の必要があるのではないかな。
- 教師を取り巻く環境整備の関連で、かつては教員研修が非常に充実しており、自主的な

研修が非常に学校の中で認められていた。例えば夏季休業期間中に、自分のため、2学期以降の準備のために、その期間を全て使うことができたが、今は業務の関係でそれが難しくなっているところ、研究と修養が教員には求められていることに鑑み、研修の在り方について、少し働き方改革の観点からもう一度、考える必要があるのではないか。

- 配置の充実とともに、配置される人材（特にSSWなどの専門人材）の質を上げるための仕組みも必要ではないか。

#### （教育費の負担軽減）

- 教育の負担軽減はどの学校段階でも行う必要がある。
- 授業料支援の所得制限撤廃は、生徒等の中で支援の対象となる者とそうでない者の区切りがなくなり、幅広い範囲で負担軽減されるため歓迎したい。一方、大阪府のように授業料の上限が定められるいわゆるキャップ制は、私学の教育の質が一定の上限でとどめられることになる。私立学校の特色ある多様な教育の担保という観点からは、東京のような授業料の上限がない仕組みの方が良い。
- 都道府県の境を越えて高校等に通学する生徒もおり、居住地や自治体の財政力によって支援が異なることに不公平感が生じ、望ましくない。公私の割合等の自治体毎の差はあるが、隣接の都道府県にも影響があるような所得制限撤廃といった大きな取組については、全国一律の支援制度を議論して頂きたい。
- 高校段階の教育費の経済的負担軽減は重要であるが、その取組を更に進めるために財源は限りがある中、将来に負担を先送りするのではなく、どこにどのように投資するかの検討は十分に時間をかけて議論する必要がある。
- 高等学校の教育費負担軽減については、設置者主義の観点もあるが、地域格差や経済格差、経験・体験の格差をなくし、誰でも平等にチャンスがあるような支援ができるとよい。また、授業料以外の教育費の支援も重要。
- 教育費の負担軽減について本来の政策の意図に対する政策効果の検証が必要である。
- 負担軽減の検討や検証にあたっては、地方分権の原則のもと地方との関係で取り得る施策踏まえ、国において一律の支援を行うべきか検討することが必要。全体最適や質の向上など本来の政策の意図にどの程度反映しているのか検証が難しいところはあるが、都市部におかれた私立学校への流入の加速といった論点や授業料以外の費用がどの程度かかるかといった論点を把握することが必要。
- 政策効果については自治体毎の差などもあり、難しい面もあるが研究の進展が望まれる。

- 授業料無償化により私立高校に進学しやすくなり、私立の専願者の増加や公立の定員割れなども見受けられる。定員面も含めた公立・私立の在り方の検討も必要ではないか。
- 国の支援と都道府県の独自支援、その他の民間の支援について、現場や必要な者に届けられるよう、教育段階を超えて一覧できるような周知を充実させて欲しい。

#### (その他)

- 15歳人口の推移を鑑みると、いずれ75万人を切るという、5年で約10万人ずつ減ることも分かっているわけであり、その対策を5年刻みでもいいので、今後15年分のシミュレーションをした方が良いのではないか。
- このワーキングで一番大事にすべきこと、あるいは目指すことは何なのかということ、共通認識を持った上で議論していくのが良いのではないか。また、施策を打ち出すときに、データや数字、科学的根拠といったものを基にして考えていくということが、より必要ではないか。
- 授業のDXだけではなく、高等教育改革の中での教務部分、バックヤード部分のDXも非常に重要である。
- 都道府県立高校の振興策について、機関補助に限らない方策が必要。
- 高校教育の在り方の検討に当たって、アウトカムや基準の設定を行い、検証をしながら進めていくことが必要。

# 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (審議のまとめ)【概要】(令和6年5月13日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)

## 第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

### 1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

これらは、**教師の  
献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化  
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化等)

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実  
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上昇し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

### 2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢ 不登校 ➢ いじめ重大事態 ➢ 特別支援教育 ➢ 児童虐待 ➢ 外国人児童生徒 ➢ 子供の貧困 ➢ ヤングケアラー ➢ 家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

### 3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフの配置拡充** など

- 課題
- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
  - **教師不足も憂慮すべき状況**
  - **教師のメンタルヘルス対策も喫緊の課題**

- **時間外在校等時間の減少**
- **有給休暇の取得日数の増加** など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞  
(教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

平成28年度		令和4年度	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**  
教師を取り巻く環境の**抜本的な改革が必要**

## 第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

### 1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

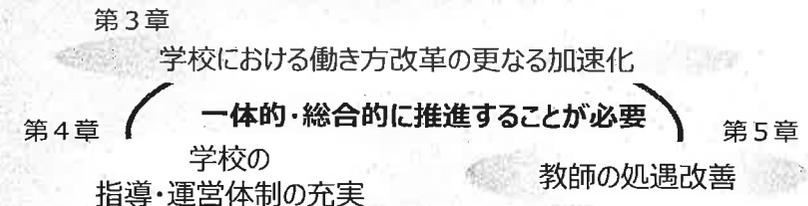
➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保等**によって**自己の資質・能力等を高められる**ようにし、**生き活きと子供たちと接することができる**環境の整備が必要

### 2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる**環境の整備
- 新たな学びの実現に向けて、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上昇**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現**

### 3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性



## 第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

### 1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。  
➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。\*平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

### 2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類\*に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

### 3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

#### (1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

#### (2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

### 4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

### 5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

## 第4章 学校の指導・運営体制の充実

### 1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

#### (1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（**少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ**）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

#### (2) 持続可能な教職員指導体制の構築

##### <持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、**小学校中学年についても教科担任制を推進し**、専科指導のための**定数改善**が必要。

##### <若手教師への支援>

- **新卒教師は、学級担任ではなく教科担任**としたり、**持ち授業時数を軽減**したりする等の取組ができるよう、**教科担任制の充実に向けた定数改善**が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、**若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実**する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が**安心して産休や育休を取得**することができるような**体制整備**が必要。

#### (3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、**学びの多様化**学校への**教員配置の充実**や、不登校生徒への支援等に対応する**生徒指導担当教師の全中学校への配置**等が必要。
- **養護教諭**や**栄養教諭**の配置充実、**高等学校**や**特別支援学校**の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- **35人学級**についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**が必要。

#### (4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての**学校内外との連携・調整機能の充実**や、**若手教師へのサポート**のため、「**新たな職**」の創設が必要。
- **副校長・教頭**の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、**主幹教諭**の配置充実、**事務職員**の校務運営への参画と配置充実が必要。

### 2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、**支援スタッフの更なる配置充実**と、**次世代型「チーム学校」の実現**が必要。
- **教員業務支援員の安定的な確保**のための環境整備と一層の**連携・協働**に向けた**学校マネジメント**の推進、**副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実**が必要。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**の配置充実や効果的な活用の推進、**部活動指導員**の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担**の推進が必要。

### 3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、**社会人の学校への参入促進**等により**多様な専門性を有する教職員集団の形成**が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、**様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用**や、**特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用**が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、**参入しやすくなる免許制度の検討**等が必要。
- 民間企業等の従業員が**任期付職員**として学校現場で勤務することも想定。国は**制度の周知・活用促進**を図るべき。
- **教職の魅力の広報・啓発**や現場ニーズの適切な発信等が必要。

## 第5章 教師の処遇改善

### 1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

### 2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
  - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
  - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい。
  - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
    - ＝一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。
- ➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

### 3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

## 第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

## 学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

- この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

全高長 第 52号  
令和6年3月18日

都道府県高等学校長協会長 様

全国高等学校長協会  
会長 石崎 規生

### 高等学校の教員定数改善を求める全高長としての今後の取り組みについて

日頃より本協会の活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

今年度の都道府県高等学校長協会長研究協議会では、文科省から8月末に出された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」について、11月10日(金)の第2回研究協議会では文科省の安井財務課長による説明とそれに対する質疑応答を行い、1月19日(金)の第3回研究協議会では、静岡県高等学校長協会長の織田敦校長から「高等学校の教諭定数改善を求める」というレポートに基づく発表があり、それを踏まえて活発な意見交換がなされ、定数改善抜きに教員の働き方改革は進まないという多くの意見が出されました。

協議会でも話したように、全高長として引き続き高等学校の教員定数改善について都道府県高等学校長協会長の皆様の協力を得ながら以下のような形で組織的に検討を行い、その内容を文科省で検討が進められている『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について)に反映させるなど要求実現に向けた取り組みを進めてまいります。

協会長の皆様には引き続きのご協力をお願いいたします。なお、次年度協会長が交代する都道府県につきましては新協会長へ引き継ぎをお願いいたします。

#### 【今後の取り組み】

##### 1 検討のためのプロジェクトチームの設置

都道府県高等学校長協会長の有志、協会役員、事務局員等によるプロジェクトチームを設置し、オンライン、対面で検討を進め具体案を作成する。

##### 2 都道府県高等学校長協会長研究協議会での協議

この問題を来年度の協議会の中心テーマとし、文科省担当者からの説明と意見交換、プロジェクトチームの報告等をもとに協議を行う。

##### 3 文部科学省への要望書の提出

プロジェクトチームがまとめた具体案をもとに協会としての要望書を作成し、文部科学省に提出し実現に向けて働きかける。

# 中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方



令和6年8月17日  
第144回初等・中等教育審議会

※中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会

『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）（令和6年5月）

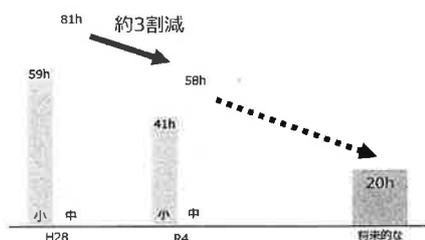
教職の魅力向上させ、子供たちの教育のために優れた教師を確保します。

- ①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進します。

## 業務負担と長時間勤務を減らします

### ①学校における働き方改革を一層進めます

<教師の1月当たりの平均時間外勤務時間>  
(H28、R4については勤務実態調査に基づく推計値)



- 学校・教師が担う業務の適正化や、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
- 学校における働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築
- 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実（勤務間インターバルの推進等）
- 学校だけでは解決が難しい事案に対応するためのスクールロイヤー等の体制構築

### ②教職員定数の改善等により指導・運営体制を充実させます

- 若手教師への支援や専科指導のための小学校中学年の教科担任制の推進
- 不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師の配置充実
- 学校内外との連携や若手教師へのサポートのため「新たな職」の創設
- 支援スタッフのさらなる配置充実、次世代型「チーム学校」の実現
- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成



### ③専門職にふさわしい処遇を実現します

- 高度専門職である教師の職務の重要性を踏まえた、教師の大幅な処遇改善（教職調整額の率を10%以上に等）

諸外国でも...

教師の職務の特殊性等を踏まえ、時間外勤務手当の支給に関する規定の適用外とする国が多い。  
(イギリス、ニュージーランド、ワシントン州等)

時間外勤務を時間により測定し、それに対して追加的な給与を支給する仕組みは必ずしも一般的ではありません。

**Q1**

教職調整額を引き上げるだけでは  
働き方改革は進まないのではないですか？

**A1**

- 教職調整額の引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものです。
- 先生方の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を合わせて進めることとしています。

**Q2**

給特法を廃止しないと  
長時間勤務の実態は変わらないのではないですか？

**A2**

- 給特法は、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならぬという教師の職務の性質に照らし、逐一、管理職の職務命令によるのではなく、教師の専門職としての自律性を尊重する働き方の仕組みです。
- 給特法では、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時には「超勤4項目」に限定して時間外勤務を命じることができるという仕組みになっており、教員の健康を守り、時間外勤務を抑制することを目的とした法制度になっています。

**Q3**

教師の処遇改善よりも、  
先生の数を増やすことの方が大事なのではないですか？

**A3**

- 「審議のまとめ」では、教師の処遇改善だけでなく、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実が必要と提言されています。
- 時間外在校等時間が長くなる要因である「持ち授業時数」の軽減や、在校等時間が長く、休職率の高い「若手教師」への支援、不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師などの教職員の定数改善を進めます。



社会全体で学校や教師を支え、  
教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指します。

# 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和6年4月16日伝達・公表予定

別添

令和5年度補正予算額

100億円

文部科学省

## 現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

## 事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

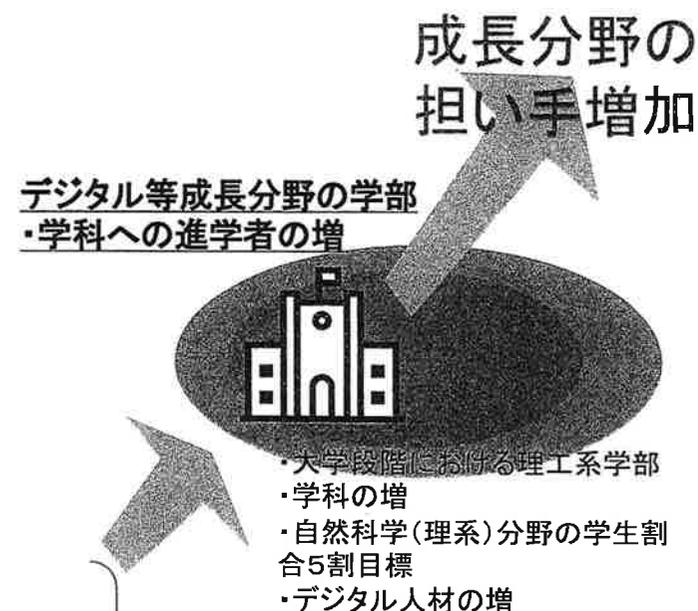
- 支援対象：公立・私立の高等学校等
- 補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）
- 補助率：定額補助

### ○求める具体の取組例

- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置（文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換、コースの設置等）
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、大学等と連携したより高度な専門教科指導の実施、実践的な学びを評価する総合選抜の実施等の高大接続の強化

### ○支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費等



### 【事業スキーム】



（担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当））

## 学科別採択校数

学科	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	看護科
採択校数	654	59	158	120	11	12
学科	家庭科	情報科	福祉科	総合学科	理数科	その他
採択校数	21	23	12	70	50	104

※学科を併置する学校があるため採択校数の合計は1,010校にはならない。

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

## 都道府県別採択校数

	採択校数				採択校数				採択校数		
	公立	私立	合計		公立	私立	合計		公立	私立	合計
北海道	32	8	40	石川県	10	3	13	岡山県	19	5	24
青森県	10	2	12	福井県	9	1	10	広島県	10	5	15
岩手県	18	3	21	山梨県	7	2	9	山口県	8	6	14
宮城県	14	2	16	長野県	15	3	18	徳島県	10	0	10
秋田県	15	1	16	岐阜県	9	4	13	香川県	4	4	8
山形県	15	2	17	静岡県	21	7	28	愛媛県	12	4	16
福島県	14	3	17	愛知県	33	10	43	高知県	9	4	13
茨城県	14	3	17	三重県	13	5	18	福岡県	20	15	35
栃木県	7	4	11	滋賀県	9	2	11	佐賀県	4	2	6
群馬県	17	5	22	京都府	23	12	35	長崎県	14	3	17
埼玉県	28	6	34	大阪府	44	17	61	熊本県	7	3	10
千葉県	27	11	38	兵庫県	36	13	49	大分県	12	2	14
東京都	47	54	101	奈良県	10	2	12	宮崎県	11	1	12
神奈川県	22	9	31	和歌山県	12	0	12	鹿児島県	14	2	16
新潟県	16	2	18	鳥取県	8	0	8	沖縄県	8	1	9
富山県	6	7	13	島根県	23	4	27	<b>合計</b>	<b>746</b>	<b>264</b>	<b>1,010</b>

### 【学校種別】

高等学校：981校    中等教育学校：16校    特別支援学校高等部：13校

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

## 申請校数

**1,097校**

(公立：812校、私立：285校)  
(申請額：107.7億円)



## 採択校数

**1,010校**

(公立：746校、私立：264校)  
(採択額：100億円)

以下の観点で審査を行い、採択校を決定

- ① 各都道府県に割り当てた枠のなかで、取組内容に応じた加点が高い順に採択（基礎枠）
- ② それ以外の学校について、取組内容に応じた加点が高い順に予算の範囲内で採択（全国枠）

## 今後のスケジュール（予定）

- ・4月16日 交付決定・採択校公表
- ・6月上旬 概算払い
- ・翌3月末 事業完了報告

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

## 採択校における情報Ⅱ等※1の開設学校数、生徒の履修率

	学校数	生徒の履修率※6	
		現状値※2	目標値
既開設（R6年度開設を含む）	695校	38.6%	57.7%※3
令和8年度までに開設	571校	-	52.2%※4

※既開設、令和8年度までに開設の両方に該当する学校があるため合計は1,010校にはならない。

※1 情報Ⅱ等

- ・情報Ⅱ
- ・数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間
- ・情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目

※2 R5年度時点現状値 ※3 R8年度目標値 ※4 R10年度目標値

## 採択校におけるデジタル環境の整備

全採択校においてデジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備

## 採択校における大学理系学部進学率※5

	現状値※6	目標値（R10年度）※6
大学理系学部進学率	19.5%	28.9%

※5 卒業生全体（就職や専門学校への進学等を含む）に占める割合

※6 生徒の履修率、進学率は採択校の数値の平均

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

## 令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しの概要（案）

### 大学入学共通テスト

- 試験期日（追試験を2週間後から従前の1週間後とする）
  - ・本試験・・・令和7年1月18日（土）、19日（日）
  - ・追試験・・・令和7年1月25日（土）、26日（日）

### 「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」<sup>※</sup>以外の見直し

※以下「見直し予告」という。

#### <内容の明確化や充実を図るもの>

- 帰国生徒又は社会人の試験日等
  - ・試験期日の他、入学願書受付期間及び合格者の決定発表についても要項で定めた期日によることを要しないことを明確化。
- 入学志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用
  - ・活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など入学志願者本人が記載する資料等について記載内容や活用等に関する留意事項等を追記。
- 調査書を活用する場合の留意事項
  - ・これまでも入学志願者の健康状況に対しては、原則として入学選抜の判断資料としない取扱いとしていたことを踏まえ、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由\*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や調査書から把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないように配慮することを明確化。  
\*病気・事故等。例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。
- 障害のある入学志願者への合理的配慮について
  - ・「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月）を踏まえ、評価方法の明確化等の留意事項を追記。

### 「見直し予告」の反映

- 「第1 基本方針」について
  - ・「大学入試のあり方に関する検討会議」（提言）における大学入学者選抜に求められる原則\*を反映。
    - ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
    - ②受験機会・入試方法における公平性・公正性の確保
    - ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施
  - ・多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示に「障害の有無」及び「居住地域」を追加。
- 「第3 入試方法」について
  - ・各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理\*。

- \* 一般選抜：学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

参考：以下は令和6年度以前の要項において実質的に反映しているもの

- \* 入学者の選抜は、調査書の内容、第6に掲げる学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。）小論文、入学志願者本人の記載する資料等を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。
- \* 総合型選抜及び学校推薦型選抜は、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくともいずれか一つを必ず活用。

#### 第6 学力検査等

- 1 個別学力検査
- 2 大学共通入学テストの利用
- 3 小論文、面接、実技審査等
- 4 資格・検定試験等の成績の活用
- 5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

### ●「第6 学力検査等」について

- ・「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させること。
- ・外国語の資格・検定試験等の活用に際して、家庭環境や居住地により、受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっての配慮の例\*を追加。
- \* 学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用すること等。
- ・高等学校の専門学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用すること。

### ●「別紙様式1（調査書）」について

- ・簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせた調査書様式の見直し。

**（参考）「見直し予告」について令和6年度以前の要項において実質的に反映しているもの**

### ●「第3 入試方法」について

- ・「専門学科・総合学科卒業生」、「帰国生徒、社会人」、「家庭環境、居住地、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者」等、多様な入学者の選抜を工夫すること。

### ●「第5 調査書」について

- ・「見直しに係る予告」の留意点\*を踏まえて、調査書を十分に活用すること。
- \* 学習成績以外の活用及び具体的な評定の獲得等を求めることができること。

### ●「第13 その他注意事項」について

- ・障害のある入学志願者への合理的配慮の充実に努めること。

(別表1)

出 題 教 科 ・ 科 目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国 語	『国語』
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』
公 民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）
数 学	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』、『数学Ⅱ、数学B、数学C』
理 科	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』、『物理』、『化学』、『生物』、『地学』
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』
情 報	『情報Ⅰ』

(注1) 『 』内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 『地理総合／歴史総合／公共』や『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』にある“／”は、一つの出題科目の中で複数の出題範囲を選択解答することを表す。

(注3) 外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	出題科目	試験時間
国 語	『国語』	90分
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合／歴史総合／公共』	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)
公 民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合／歴史総合／公共』（再掲）	
数 学	① 『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』	70分
	② 『数学Ⅱ、数学B、数学C』	70分

理 科	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』、 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
外 国 語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、 『中国語』、『韓国語』	『英語』 【リーディング】80分 【リスニング】60分 (うち解答時間 30分)  『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』 【筆記】80分
情 報	『情報Ⅰ』	60分

(注1) 試験形態は、問題冊子及びマークシート式解答用紙を使用し、紙で実施するものとする。この形態に加え、外国語の『英語』については、ICプレーヤーを使用する試験も実施するものとする。

(注2) 地理歴史及び公民については同一の試験時間に実施するものとする。

(注3) 数学については、①及び②の出題科目ごとに試験時間を分けるものとする。

(注4) 入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答するものとする。

1) 地理歴史及び公民については、以下のとおりとする。

ア 上記6出題科目のうちから最大2出題科目を選択。

イ 『地理総合／歴史総合／公共』を選択する場合については、「地理総合」、「歴史総合」及び「公共」の3つを出題範囲とし、そのうち2つを選択解答。

ウ 2出題科目を選択する場合においては、以下の組合せ以外の出題科目の組合せを選択。

・『公共、倫理』と『公共、政治・経済』の組合せ

・『地理総合／歴史総合／公共』と当該出題科目で選択解答した2つの出題範囲と同一名称を含む出題科目の組合せ

2) 数学については、以下のとおりとする。

ア ①については、上記2出題科目のうちから1出題科目を選択。

イ ②については、『数学Ⅱ、数学B、数学C』の出題範囲のうち、「数学B」及び「数学C」については、数列(数学B)、統計的な推測(数学B)、ベクトル(数学C)及び平面上の曲線と複素数平面(数学C)の4項目に対応した出題とし、4項目のうち3項目の内容の問題を選択解答。

3) 理科については、以下のとおりとする。

ア 上記5出題科目のうちから最大2出題科目を選択。

イ 『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』を選択する場合においては、「物

理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4つを出題範囲とし、そのうち2つを選択解答。

(注5) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。